

○松本市上下水道事業経営審議会条例

平成30年9月25日

条例第35号

(設置)

第1条 水道事業及び公共下水道事業の経営に関し、必要な事項を調査審議するため、松本市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 水道事業及び公共下水道事業の経営に関する重要な事項
- (2) 水道料金に関する事項
- (3) 下水道使用料に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 使用者及び受益者の代表者
- (2) 有識者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 松本市特別職の職員の給与及び費用弁償に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表第2 モーター類似施設建築審議会委員の項の次に次のように加える。

|               |  |  |       |       |
|---------------|--|--|-------|-------|
| 上下水道事業経営審議会委員 |  |  | 7,000 | 4,900 |
|---------------|--|--|-------|-------|